

じどうはったつしえん ほうかごとうでいさーびす  
児童発達支援・放課後等デイサービス



りょうじどう かか いりょうてきけ あじ はんていほうほう  
利用児童に係る医療的ケア児の判定方法

へんこう し ねん れいわ ねん がつ  
変更のお知らせ（2021年（令和3年）4月から）

2021年（令和3年）4月の障がい福祉サービス等の制度改革により、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用児童に係る医療的ケアの判定方法が変更になります。（医療的ケアが必要な児童が利用する事業所は、報酬で評価されるようになります。）

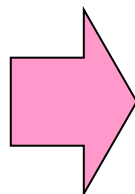
たいしやう じどう  
対象となる児童

じどうはったつしえん  
児童発達支援

ほうかごとうでいさーびす  
放課後等デイサービス

りょう じどう  
を利用している児童で

いりょうてきけ あ よう じどう  
医療的ケアを要する児童



ねん がついこう  
2021年4月以降の

じゆきゆうしやしやう こうしんしんせい じ  
受給者証の更新申請時には

い し はんてい  
**医師が判定した**

しんはんていきじゆん すこあ  
新判定基準のスコアの

ていしゆつ ひつよう  
提出が必要です。

がつ ゆうよきかん  
(6月までは猶予期間)

いりょうてきけ あ じんこうこきゆうき かんり けいかんえいようなど いりょうてきけ あ しんりやう  
※医療的ケアとは、人工呼吸器の管理や経管栄養等の医療的ケア（診療  
の補助行為）のことです。

がつ ゆうよきかん かいせいまえ はんていきじゆん あたら はんてい  
※6月までの猶予期間については、改正前の判定基準を新しい判定  
基準に読み替えますので、利用している事業所を通して市にご相談く  
ださい。

いりょうてきけ あ ひつよう じどう ていしゆつ ひつよう  
※医療的ケアを必要としない児童については、提出は必要ありません。

この制度に関するお問い合わせは、

ご利用になっている事業者、または福山市障がい福祉課（電話084-928-1208）へ